

## 東大和市居住安定援助賃貸住宅事業に係る事務処理要領

令和8年3月31日

### (目的)

第1条 この事務要領（以下「要領」という。）は、東大和市居住安定援助賃貸住宅事業に係る事務処理要綱（令和8年3月31日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項に基づき市長が行う居住安定援助計画の認定業務及び監督業務の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (認定の申請に関する事前相談)

第2条 市長は、法第40条第1項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）等から申請に関して事前相談があった場合は、申請書類の案の提出を受けてその内容を確認するなど、認定の申請が円滑に行われるよう適切に対応する。

### (認定の申請)

第3条 申請者は、居住安定援助計画認定申請書（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）別記様式第2号。以下この条において「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、申請書及び添付書類は、国が管理する居住サポート住宅情報提供システム（以下「システム」という。）上で電子データを提出することを基本とし、持参及び郵送を不要とする。

- (1) 居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
- (2) 居住安定援助の内容の概要図
- (3) 申請者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）等が、法第42条各号に掲げる欠格条項に該当しないものであることを誓約する書面
- (4) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第42条第1号から第5号までに掲げる欠格条項に該当しないものであることを誓約する書面
- (5) 居住安定援助賃貸住宅の構造が省令第10条第1項に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面
- (6) 居住安定援助賃貸住宅が昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類

- ア 耐震診断の結果についての報告書
  - イ 建設住宅性能評価書
  - ウ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の保険契約が締結されていることを証する書類
  - エ アからウまでに掲げるもののほか住宅の耐震性に関する書類
- (7) 認定の申請が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（令和7年厚生労働省・国土交通省告示第7号。以下「基本方針」という。）及び東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであることを誓約する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類で次に掲げるもの
- ア 通信機器による安否確認の場合は、当該機器の種類及び仕様分かる書類
  - イ 安否確認、見守り又は福祉サービスへのつなぎ（以下「居住安定援助」という。）の委託先が決まっている場合は契約書（委託契約書の案でも可）
  - ウ 福祉サービスへのつなぎ先が民間事業者等の場合は同意書
  - エ 援助実施者が提供する、居住安定援助と同様の一般向けサービスの利用料が分かる書類
  - オ 申請者が省令第18条に定める者に該当する疑義が生じた場合は、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書又は契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

#### （認定の審査）

第4条 市長は、居住安定援助計画の認定申請があったときは、提出書類に記載された内容が法第5章、省令第3章、基本方針及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第9条第4号及び第10条第2号ロの国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（令和7年厚生労働省・国土交通省告示第3号）並びに国が策定する居住サポート住宅認定制度認定審査マニュアルに規定する認定基準に適合しているか審査を行う。

#### （認定の通知）

第5条 市長は、前条の審査の結果、認定基準に適合していると認めたときは、居住安定援助計画の認定を行い、法第43条第1項の規定により遅滞なく当該認定を受けた者に通知する。

2 前項の通知は、システム上で通知するものとする。

3 市長は、前条に規定する審査の結果、認定の基準に適合しないと認めるときは、その旨をシステム及び居住安定援助計画不認定通知書（第1号様式）により申請者に通知するも

のとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 申請者は、認定前に居住安定援助計画認定申請取下げ書(第2号様式)により市長に届け出ること、認定の申請を取り下げることができる。

ただし、申請情報に不備があり、差戻しを受けている場合においては、申請者が市長に届け出ることなく、システム上で認定の申請を取り下げることができる。

(居住安定援助計画の変更)

第7条 市長は、法第44条第1項の居住安定援助計画の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)の認定申請(省令別記様式第4号)があった場合は、変更後の内容が認定基準に適合しているか審査を行う。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の居住安定援助計画の変更の申請があった場合に準用する。この場合において、「居住安定援助計画不認定通知書(第1号様式)」とあるのは「居住安定援助計画変更不認定通知書(第3号様式)」に読み替えるものとする。

3 認定事業者は、居住安定援助計画の変更の認定を申請する場合は、第4条各号に掲げる添付書類のうち変更後の内容が記載された書類を添付して市長に提出する。

(居住安定援助計画の変更の届出)

第8条 次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合は、あらかじめ、システム上でその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名の変更

(2) 認定事業者が未成年者でその法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員の氏名の変更

(3) 居住安定援助賃貸住宅の名称の変更

(4) 法第40条第2項7号の専用户数の増加に係る変更

(5) 家賃、敷金又は共益費の減額に係る変更

(6) 居住安定援助の対価の減額に係る変更

(7) 居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先の変更

(8) 前各号に掲げるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の実施に支障がないと市長が認める変更

(廃止の届出)

第9条 認定事業者は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、30日前までに、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書(省令別記様式第5号)によりシステム上でその旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、次に掲げる事項を市公式ホームページに掲載する。

- (1) 認定事業者が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称、代表者の氏名及び住所
- (2) 認定番号
- (3) 事業廃止の年月日

(地位の承継の承認の申請)

第10条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定住宅の敷地の所有権その他当該認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、認定事業者の地位の承継に係る申請書(省令別記様式第6号)に、地位の承継の事実を証する書類を添えて、システム上で市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の承認をしたときは、速やかに、認定事業者の地位の承継の承認について(通知)(省令別記様式第7号)によりその旨をシステム上で当該承認を受けた者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請の承認をしないときは、その旨をシステム及び認定事業者地位承継不承認通知書(第4号様式)により当該申請者に通知する。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第11条 認定事業者は、認定計画に記載された居住安定援助専用賃貸住宅の一部について、3月以上入居者を確保することができないときは、市長の承認を受けて住宅確保要援助者以外の者に賃貸(目的外使用)することができる。

2 認定事業者は、前項の目的外使用を実施する場合、あらかじめ、目的外使用に係る承認申請書(省令別記様式第9号)により市長に対し承認の申請を行うものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を認定事業者にシステム上で通知する。

4 市長は第2項の承認をしないときは、その旨を認定事業者にシステム及び専用住宅目的外使用不承認通知書(第5号様式)により通知する。

(市長への定期報告)

第12条 認定事業者は、法49条及び省令30条の規定に基づき、省令別記様式第8号による報告書を認定計画ごとに作成し毎年6月30日までに市長に報告するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合、認定事業者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に認定事業者の事務所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることがで

きる。

- (1) 法第49条に基づく定期報告が正当な理由なく行われな
  - (2) 定期報告の内容又は認定住宅入居者、地域住民、認定事業者の従業員等の関係者からの通報その他の状況に鑑み、認定基準への適合等に疑義があるとき。
  - (3) 適切な契約に基づいた居住安定援助賃貸住宅の運営等に疑義があるとき。
  - (4) 前3号のほか、法第5章の規定の施行に必要があると認めるとき。
  - (5) 認定住宅に対し、他の法令に基づく指導監督が行われたとき。
- 2 報告徴収及び立入検査は、援助実施者と賃貸人とが異なる場合はその両方に行うことができるほか、認定事業者から認定住宅の管理を委託された者に対しても行うことができる。

#### (改善命令)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合であつて、報告徴収又は立入調査の結果等を踏まえ、問題点の改善に向け、口頭又は文書による指導を行った上で、正当な理由なく指導に従わず改善が図られないときは、認定事業者に対してその改善に必要な措置を命ずることができる。

- (1) 法第46条及び省令第26条から28条までの規定に違反したとき。
  - (2) 法第47条の規定に違反したとき。
  - (3) 法第48条及び省令第29条の規定に違反したとき。
  - (4) 法第51条及び省令第35条の規定に違反したとき。
  - (5) 認定住宅に対し、他の法令に基づく指導監督が行われたとき。
- 2 市長は、前項の規定による命令（以下「改善命令」という。）を行ったときは、次に掲げる事項を市公式ホームページに掲載する。
- (1) 認定事業者が個人の場合にあつてはその氏名及び住所、法人の場合にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所
  - (2) 認定番号
  - (3) 改善命令を行った日
  - (4) 改善命令の内容

#### (計画認定の取消し)

第15条 市長は法第56条第1項又は第2項の規定に基づき、計画認定を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき、遅滞なくその旨をシステム上及び居住安定援助賃貸住宅事業計画認定取消通知書（第6号様式）により当該認定事業者であつた者に通知する。

2 市長は前項により計画認定を取り消したときは、その旨を市公式ホームページに掲載する。

(その他)

第16条 要綱第4条第1項に規定する業務は、まちづくり部都市づくり課及び健幸福祉部生活福祉課が行い、必要に応じて、関係する課と連携して対応するものとする。

2 この要領に定めがあるもののほか、必要がある事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

東大和市長

居住安定援助計画不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、次の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条に規定する認定の基準に適合せず、認定できないので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東大和市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

居住安定援助計画認定申請取下げ書

年 月 日付けで認定申請をした標記計画について、次の理由により認定申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

（理由）

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東大和市長

居住安定援助計画変更不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画（第 号）の変更について、次の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条に規定する認定の基準に適合せず、認定できないので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東大和市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

東大和市長

認定事業者地位承継不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画（第 号）に係る地位の承継について、次の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条の規定に基づき承認できないので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東大和市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

東大和市長

専用住宅目的外使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、次の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定に基づき承認できないので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東大和市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

東大和市長

居住安定援助計画認定取消通知書

年 月 日付けで認定した標記計画（第 号）について、次の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第 項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東大和市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。